

準市場理論（バウチャー制度）を取り入れた生活保護制度の可能性

～大阪市の生活保護費プリペイド制の事例研究～

1220566 森田あいり

指導教員 那須清吾

研究背景

日本では少子高齢化の影響で社会保障費が年々増加しており、国の一般会計歳出の約1/3を占める最大の支出項目となっている。その中の一つである生活保護制度は国民の必要最低限の生活を支えるために必要な制度である。多様化していく現代社会において、制度の在り方を考える事は必要である。そこで筆者は、国民・行政、そして社会にとって望ましい社会保障制度の在り方について考えることにした。

研究目的

本研究は、ルグランの準市場理論を参考に、大阪市がモデル実地した生活保護費プリペイド制の事例を基に研究し、現代の生活保護制度の望ましい在り方について提案する。

研究方法

本研究は、はじめに、ジュリアン・ルグランの準市場理論を紹介する。次に、ルグランの唱える公共サービスモデルをあげ、これを大阪市がモデル実地した生活保護プリペイド制の事例に当てはめて評価する。最後に現在（令和3年）における制度・法律を考慮し、準市場を取り入れた生活保護制度の可能性について検討する。

結果

大阪市のモデルはルグランの提供する公共サービスモデルである「選択・競争モデル」の長所4つのうち、選択性は満たしていたが、応答性、効率性はあまり満たしておらず、公平性は満たしていなかったという評価に至った。総評としては、大阪市のモデルはルグランの提供する公共サービスモデルである「選択・競争モデル」の長所をほとんど活かしていなかったと言える。

考察・結論

今モデルはVisaのプリペイドカードによる支払いを求めていたが、マイナンバーカードに共通の電子決済ができるシステムを用意すれば、利用者の選択性・公平性、提供者の効率性、応答性があがるのではないかと考える。マイナンバーカードの普及率にはまだ課題が残るが、今後の行政DX、IT化社会を見据えた時、すべての給付の形を現金以外の方法で整備することが、プライバシー・安全性・公平性・効率性の観点からみても今回の事例研究から筆者が発見できたこととして、

- ① 行政は利用者のニーズをきちんと把握し、行政の理想と利用者の理想のギャップをなくすよう、事前調査・準備・周知の徹底に努める必要があること。
- ② 紙の時代から電子の時代へシフトしつつある現代においては、民間企業と行政が一体となりそのながれにのって、IT化の技術の差を生まないことが、今後の政策実施の鍵となってくるのではないかと

ということである。より良い公共サービスの提供に、ルグランの理論を落とし込んだものは先も述べたようにすでに日本の制度に存在する。さらに、時代の変化に合わせて、この理論に、上記の2つを加えて、筆者の準市場理論の基礎条件としたい。